

指定居宅サービス事業者等の指定取消しについて

平成28年12月16日（金）

八尾市地域福祉部福祉指導監査課 電 話 072-924-9362（直通） F A X 072-922-3786

介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者等の指定取消しを行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 株式会社増子建設（登記上の名称「株式会社織田雄貴」）
- (2) 代 表 者 代表取締役 織田 雄貴（おだ ゆうき）
- (3) 所 在 地 大阪府八尾市東山本新町六丁目2番19号

2 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名 思いやり介護サービス
- (2) 管理者 織田 雄貴（おだ ゆうき）
- (3) 所 在 地 大阪府八尾市東山本新町六丁目2番19号 増子ビル302号
- (4) 介護保険事業者番号 2775503374

3 指定取消し日

平成28年12月16日

4 指定取消しの理由

【訪問介護・介護予防訪問介護】

- (1) 運営基準違反（介護保険法第77条第1項第4号・第115条の9第1項第3号該当）
 - ア 管理者及びサービス提供責任者として、平成22年12月から訪問介護計画を作成せずサービス提供を行った。
 - イ サービス提供の実態には即していないサービス提供記録を作成していた。
 - ウ 利用者から利用者負担額の徴収を行っていない。
- (2) 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号・第115条の9第1項第5号該当）

平成22年12月から、サービス提供の実態を確認せず、ケアプランどおりの額を請求及び受領した。

【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】

- (1) 人員基準違反（介護保険法第77条第1項第3号・第115条の9第1項第2号該当）

平成22年12月から人員基準を満たしていない。
- (2) 運営基準違反（介護保険法第77条第1項第4号・第115条の9第1項第3号該当）

利用者から利用者負担額の徴収を行っていない。

- (3) 不正、不当（介護保険法第 77 条第 1 項第 11 号・第 115 条の 9 第 1 項第 10 号該当）
退職した職員を管理者として虚偽の届出を行った。

【特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売】

- (1) 人員基準違反（介護保険法第 77 条第 1 項第 3 号・第 115 条の 9 第 1 項第 2 号該当）
平成 22 年 12 月から人員基準を満たしていない。
- (2) 不正、不当（介護保険法第 77 条第 1 項第 11 号・第 115 条の 9 第 1 項第 10 号該当）
退職した職員を管理者として虚偽の届出を行った。

【居宅介護支援】

- (1) 人員基準違反（介護保険法第 84 条第 1 項第 2 号該当）
平成 27 年 1 月から人員基準を満たしていない。
- (2) 不正請求（介護保険法第 84 条第 1 項第 6 号該当）
平成 27 年 1 月から 4 月において、介護支援専門員を配置していないにもかかわらず、介護給付費の請求及び受領していた。
- (3) 不正、不当（介護保険法第 84 条第 1 項第 11 号該当）
ア 勤務実態が無い従業者を管理者及び介護支援専門員とする虚偽の変更届出を行った。
イ 非常勤雇用の従業者を常勤雇用の管理者及び介護支援専門員とする虚偽の変更届出を行った。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、不正に受給していた介護給付費の返還を求めます。

返還の対象となる介護給付費については、以下のとおりです。

総額 19,137,947 円（介護給付費分：13,669,964 円、加算額：5,467,983 円）

※加算額：介護給付費の 40%相当額

このほか、不適正な請求による不当利得分の介護給付費についても、あわせて返還を求めます。